

仕 様 書

1 委託業務の名称

令和8年度ダイオキシン類環境調査業務（水質、底質及び土壌）

2 業務の目的

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、水質、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況の調査（分析・報告書作成）を行う。

3 委託期間

令和8年5月22日から令和9年2月26日まで

4 業務内容

（1）本業務の範囲

本業務の範囲は、環境汚染状況調査のうち、試料の採取を除く、水質、底質及び土壌のダイオキシン類の濃度測定とし、試料容器の準備及び試料容器の輸送等も業務の範囲に含むものとする。なお、試料容器の準備等については、「（5）試料容器の準備・搬入及び試料の引渡し方法」のとおりである。

（2）委託業務実施計画書の提出

業務受託後、試料採取日までに業務実施計画書（環境省の「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成22年3月31日改定）」（以下、「精度管理指針」という。）の第1部第3章1の品質保証・品質管理計画書又はこれに準ずる文書を含む。）を提出すること。

なお、業務実施計画書に変更が生じた場合には、速やかに変更した業務実施計画書を提出すること。

（3）測定対象物質

ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル）

（4）測定地点、測定内容等

①ダイオキシン類の測定

測定地点、測定内容等は下表のとおりとする。

河川水質・河川底質

No.	水域名	地点名	測定予定時期	測定回数			
				試料		二重測定	
				水質	底質	水質	底質
1	番屋川	番屋川大橋	9月頃	1	1	1	1
2	大東川上流	富士見橋	9月頃	1	1	—	—
3	財田川下流	江藤橋	9月頃	1	1	—	—

海域水質

No.	水域名	地点名	測定予定時期	測定回数	
				試料	
1	燧灘東部	Hu-1	6～8月頃	1	
2	備讃瀬戸	B-8	6～8月頃	1	

土壌

No.	地点名	測定予定時期	測定回数	
			試料	二重測定
1	さぬき市	6～8月頃	1	—
2	宇多津町	6～8月頃	1	1

②その他の項目の測定

ダイオキシン類の試料ごとに、次の項目を併せて分析し、報告すること。

- ア 河川水質：pH・SS・電気伝導度
- イ 河川底質：乾燥減量・強熱減量
- ウ 海域水質：pH・SS・電気伝導度
- エ 土壌：含水率・強熱減量

(5) 試料容器の準備・搬入及び試料の引渡し方法

①必要事項の通知

委託者（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対し、試料の採取予定日、その他必要な事項をあらかじめ通知するものとする。

②試料容器の準備

試料容器は、次の点に留意して、乙が準備する。

- ア 試料容器は、よく洗浄し、検査項目を勘案して必要な処理を行っておくこと。
- イ 試料容器には、測定地点名を明記すること。
- ウ 試料容器の搬入にあたっては、クーラーボックス等の試料保存箱（保冷剤入り）に試料容器を整理し（検体搬送中に容器が転倒しないよう配慮すること。）、試料容器の一覧表（試料容器の種類・数量、検査項目等を分かりやすく取りまとめたもの）を添付して行うこと。
- エ 再測定の必要な場合や、輸送中の容器の破損等があった場合に備え、十分な量の試料容器を用意しておくこと。

③試料容器の搬入

検査項目を勘案し、必要十分量採取可能な試料容器及び試料保存箱を採取予定日の2日前（土・日曜日、休祭日を除く）までに、水質及び底質の調査分については香川県環境保健研究センター（香川県高松市朝日町五丁目3番105号）に、土壌の調査分については香川県環境森林部環境管理課に搬入しておくこと。

なお、搬入日及び方法については、甲と事前に協議して決定しておくものとし、試料容器搬入にかかる費用は乙が負担するものとする。

④試料の引渡し

試料は、甲が採取し、乙へ着払いにより送付する。試料の輸送以降の精度管理は乙が行うこと。

(6) 測定方法等

測定方法は、以下の表によるものとする。

	測定方法
水質	日本産業規格 K0312 に定める方法
底質	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改正、環境省水・大気環境局水環境課)
土壌	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル (令和4年3月改正、環境省水・大気環境局土壌環境課)

分析業務における留意事項は次のとおりとする。

- ①ダイオキシン類の測定に関し、操作ブランク値の測定・二重測定・回収率確認については、各測定方法に従って実施すること。
- ②採取試料、二重測定試料は、搬入時に試料の状況を確認した後、速やかに分析を実施すること。
また、再測定の必要な場合に備え、採取試料は業務完了まで適切に保存すること。
- ③試料受入時の確認において、分析に影響を及ぼす破損や汚染等の異常があった場合は、乙は甲と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ④検査記録簿を整備し、分析結果を記録保存すること。この場合、測定値等分析過程における数値も併せて記録しておくこと。
- ⑤環境基準値を超過する値が検出された場合は速やかに甲に連絡し、指示に従うこと。

(7) 毒性等価係数

毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条において定められている係数を用いる。

(8) 内部精度管理

ダイオキシン類の環境測定における的確な精度管理を行うため、精度管理指針に定められた事項又はこれに準ずる内容を遵守して内部精度管理を実施すること。

(9) 査察等

甲は、分析施設への立入、関係帳簿類等の提示を予告なしに求めることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(10) 再測定

異常値等が発生した場合は、甲と協議の上、再測定の実施を検討すること。ただし、当該異常値等の原因が乙の瑕疵に基づく場合は、甲と協議し、乙の負担において、再測定を行うこと。

5 成果品

(1) 計量証明書

各測定地点のダイオキシン類及びその他の項目の測定結果について、試料引き渡し後 90 日又は令和8年12月25日のいずれか早い日までに計量証明書を提出すること。

(2) 品質保証・品質管理結果報告書

各測定地点のダイオキシン類の測定結果について、試料引き渡し後 90 日又は令和 8 年 12 月 25 日のいずれか早い日までに、精度管理指針の第 1 部第 3 章 2 の品質保証・品質管理結果報告書又はこれに準ずる文書の紙媒体（A 4 判）を提出すること。

(3) 外部精度管理調査の結果報告

令和 9 年 2 月 26 日までに、本業務のダイオキシン類の測定項目（媒体）のいずれかに係る外部精度管理調査の結果（良好な成績が得られていない場合には、講じた是正処置等に係る報告を含む。）の紙媒体（A 4 判）を提出すること。

(4) 電子媒体による報告

令和 9 年 2 月 26 日までに、甲が別途提供する「ダイオキシン類環境測定結果報告システム」（エクセルファイル）により、測定結果等を取りまとめた電子データ（電子メール可）を提出すること。

(5) 業務完了報告書

上記（1）～（4）を提出し、（2）については、県の審査により、再測定の必要性がないと判断された後、令和 9 年 2 月 26 日までに、業務完了報告書及び上記（1）～（4）の電子データ（CD-R 又は DVD-R）を提出すること。

6 その他

(1) 疑義

検査結果に疑義が生じた場合はその都度協議を行うものとする。

(2) その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。

担当： 香川県環境森林部環境管理課 土壌・水環境グループ

電話： 087-832-3218